

バリアのない まちを目指して

「障害者差別解消法」は、障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。本市では、平成30年に「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」を制定し、差別解消に向けて取り組みを推進しています。皆さん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、差別を解消していきましょう。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは禁止されています。(例) **車いすの利用を理由に、飲食店への入店を断られた**

② 合理的配慮の提供

行政機関や民間事業者は、障害のある人から手助けや必要な配慮を求められたとき、負担が重すぎない範囲で、合理的な配慮を行わなければいけません。(※行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務)

(例) **避難所で聴覚障害があることを伝えたのに、必要な情報が音声でしか提供されなかった**

◆ 望ましい取り組み例

視覚障害のある人に、スタッフがメニューやサービスの内容などを読み上げながら説明する。



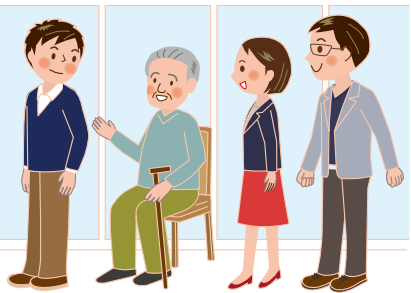
聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受け付けなどで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



待合室のような大勢の人がいるところでは落ち着かない人には、周囲の視線が遮られやすいスペースで待てるよう配慮する。



障害の影響で長時間立ったままで待つことが困難な人には、(周囲の理解を得た上で)いすなどを用意する。



困った様子の障害のある人を見掛けたら、積極的に声を掛けて協力を申し出る。



ヘルプマーク



心臓やじん臓などの内臓の障害や難病の人、妊娠初期の人、知的や精神の障害がある人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

障害福祉課 ☎354-8171 FAX 354-3016 ✉ syougai-fukushi@city.yokkaichi.mie.jp